

# ふれあい

第57号  
(令和初号)

特集

## 全国大会(三重大会)に向けた 直前準備状況 No.2 直撃インタビュー



「野口御神楽」(津市一志町波瀬)

2019.8



公益社団法人 津法人会

## ● 目 次 ●

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 残暑お見舞い申し上げます .....                | 1  |
| 特集 全国大会(三重大会)に向けた 直前準備状況 No.2     |    |
| 直撃インタビュー .....                    | 2  |
| 津税務署 法人課税幹部 .....                 | 6  |
| 津税務署(新) 幹部プロフィール .....            | 7  |
| 第7回通常総会 .....                     | 8  |
| ふれあいコーナー「待ってました 若社長！」             |    |
| 恵日山 観音寺(津観音) 岩鶴密伝 様 .....         | 10 |
| 有限会社チカザワジム 近澤太輔 様 .....           | 12 |
| 目でみる法人会活動                         |    |
| 一般社団法人 三重県法人会連合会 第7回通常総会 .....    | 14 |
| 公益財団法人 全国法人会総連合会長表彰他 .....        | 14 |
| 第73回東海法人会大会 .....                 | 15 |
| 研修委員会 新春研修会 .....                 | 15 |
| 初級複式簿記講座／税制改正セミナー .....           | 16 |
| 厚生委員会 会員親睦ボウリング大会 .....           | 17 |
| 支部研修会 一志支部研修バス旅行／久居支部研修バス旅行 ..... | 18 |
| 東橋内・西橋内西郊支部合同研修バス旅行 .....         | 19 |
| お詫びと訂正 .....                      | 19 |
| 女性部会はぐるまコーナー .....                | 20 |
| 津税務署からのお知らせ .....                 | 22 |
| 地方税共通納税システムについて .....             | 24 |
| 三重県からのお知らせ .....                  | 26 |
| 津市からのお知らせ .....                   | 27 |
| 事務局からのお願い .....                   | 28 |
| 今後の行事予定 .....                     | 29 |

## 表紙写真のご紹介

### ★「野口御神楽」

江戸時代後期から伝わるとされる獅子舞で、津市無形民俗文化財に指定されており、神社の統廃合や戦争、後継者不足などで一時衰退した時期もありましたが、昭和50年に野口御神楽保存会が組織されて復活を遂げ、承継されています。

地区の氏神である波氏神社の例大祭では、五穀豊穡や家内安全を祈願して「神狂(来)舞」(しんぐるまい)などが奉納され、集まった大勢の氏子から盛大な拍手が送られました。

写真提供：北 出 正 之 (<http://mkitade-film.jp/>)

# 残暑お見舞い申し上げます



会 長 伊 藤 歳 恭

副 会 長 鈴 木 秀 昭

〃 辻 正 敏

〃 橋 本 幸 司

〃 宮 木 康 光

〃 菅 内 章 夫

〃 小 柴 眞 治

青年部会長 楠 幸 治

女性部会長 梅 本 眞 澄

## 〔法人会の理念〕



法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

●●● 津法人会のホームページアドレス ●●●

<http://www.tsu-hojinkai.or.jp>

# 全国大会（三重大会）に向けた

前回56号（平成31年1月発行）において、第36回法人会全国大会（三重大会）の準備状況を掲載しました。今回は、直前の状況について、加藤勘次総務委員長はじめ津法人会実行委員の皆様にご直撃インタビューを行いました。

概要として、令和元年10月3日（木）法人会全国大会（三重大会）が津市サオリーナをメイン会場として開催されます。全国大会は、全国持回りで、全国法人会総連合が主催、各都道県連が主管となり、各単位会（各法人会）がお手伝いをします。

宮崎由至三重県連会長によりますと新天皇陛下が即位され、新たな元号「令和」の最初の年に、伊勢神宮が鎮座する三重県開催になるとはと全国からの期待度が日増しに高くなっており、また「美し国三重」の名の通り、式典終了後に計画されております懇親会に提供される食材の松阪牛、海産物等にも期待されているそうです。



サオリーナメイン会場

**平松：**参加者は全国からお見えとききますが、具体的には。

**加藤：**大阪国税局管内（2府4県）を除く、41都道県、440法人会から、約1,700名の法人会メンバーが集まります。各都道県連が持回りですので、「50年に一度」の一大イベントで、恐らく、次回開催される時には、現在の津法人会会員さんも間違いなく 世代交代しております（笑）



# 直前準備状況 No.2

## 直撃インタビュー

高橋：大会の内容、次第はどうですか。また、準備状況はいかがですか。

伊藤：式典は、3部構成です。

1部は、記念講演です。三重大会では、先ほど申し上げた通り、天皇即位、新元号への移行と重なりましたので、伊勢神宮に講師をお願いして伊勢神宮と皇室関連の講演を予定しております。

2部は、平成30年度において顕著な活動をされた県連、また単位会に対する表彰式典です。

続いて、法人会としての令和2年度税制改正に関する提言の発表があります。この表彰式と税制改正の提言が、全国大会の主要議題かと思います。

津法人会は、会員増強表彰部門において、栄えある最優秀賞を受賞予定です。平成30年度は役員の方々を中心に88社獲得いただきました。（対前年20社以上の会員純増単位会に対して授与。本会は、29社純増しました。）また税制改正に関する提言は、毎年 国に対して、改正要望をしており、法人会における最も重要な要望活動です。

3部は、全国からお集まりいただいた会員様との懇親会をもち、「おもてなし」させていただく予定です。

また、懇親会会場において行われるアトラクションは、毎年工夫がされておりますが、鈴鹿法人会さんが担当し、白子高校吹奏楽部によるオープニング演奏です。国内だけでなく、ヨーロッパ講演も定期的に行われるなど全国的にも有数の強豪校だと言われておりますので、必見ではないでしょうか。また、面白い企画として「三重の税金クイズ」と題して、県内各地の設問を行い、回答者には、設問に応じた県内各地の名産を提供されるそうです。

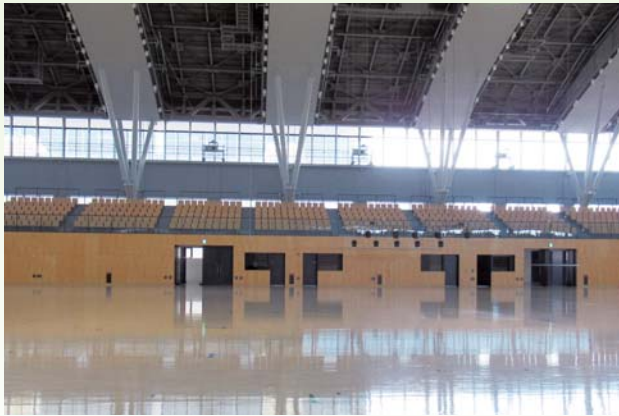
準備状況ですが、進捗から言えば、70%程度でしょうか。県内各単位会が担当割して準備しておりますので、具体的な進捗については、すべて把握できておりません。しかし、各単



メッセウイング



サオリーナ正面入口



正面ステージ設置



メッセウイング懇親会場前

位会から、受持つ担当事業の進行シナリオは既に県連に提出されておりますので、7～8月にかけて、発注先の企画会社が「台本」（案）を作成し、最終調整、現場確認を行い、当日に備える予定です。

本会も桑名法人会さんと式典と講演会を共同担当しておりますが、7～8月にかけて詳細なマニュアルを作成し、本番に備える予定です。

**高橋**：会場は。

**楠**：サオリーナがメイン会場となり、式典を開催します。

隣接するメッセウイングにて、三重県物産展コーナーと懇親会が開催されます。

物産展コーナーでは、県内各地から、飲食ブースと物販ブースが30社程度出店予定です。

津法人会からは、おぼろタオル様、平治煎餅本店様、野田米菓様が出店予定です。

飲食ブースでは、松阪牛や伊勢うどんも出店されると聞いております。

**尾崎**：3日(木)のみですか。

**楠**：翌日4日(金)はせっかくの機会ですから 詳細は未発表ですが、視察研修（エクスカーションと呼んでます。）として、すべて個人負担ですが、伊勢神宮正式参拝プラン、高田本山と松阪牛昼食プラン、伊勢志摩宿泊プラン等が企画されております。

**尾崎**：来賓はどのような方々ですか。

**亀井**：官公庁関係だけでも、国税庁長官、法人関係部署部課長、名古屋国税局長、三重県知事、津

市長、県内各税務署長等をお招きしております。また県内の経済団体からもご臨席いただきます。

**尾崎**：経済効果等期待できますか。

**亀井**：冒頭で申し上げましたが、来場者は全国各地から約1,600～1,700名が参集されます。宿泊、飲食、お土産など2日間にわたりますので、期待できると思います。

また、2021年は、三重とこわか国体・三重とこわか大会も開催されますから、観光立県としてのPRも期待できるのではないかと思います。

**平松**：今までの準備はいかがですか。ご苦労は。

**加藤**：平成30年10月、鳥取大会に参加してから、県内法人会が集合して、三重県大会実行委員会を発足、同年10月に第1回実行委員会をサオリーナにて開催し、令和元年7月に第8回実行委員会を開催して準備をしております。また、式典講演会を担当する本会と桑名法人会さんの共同委員会も3回開催して準備しました。時間と委員会開催数を重ねておりますが、要領が解らず、不安で一杯です。

何とか、会員皆様のお力添えを頂きながら、無事、大会が終了できるよう最後まで、頑張ります。

大会に向け、委員をお引き受けいただきました鈴木秀昭副会長、伊藤博康理事、楠 幸治青年部会長、亀井隆典前青年部会長には、紙面をお借りして、厚くお礼申し上げます。引き続き、ご協力をお願いします。

また、役員の皆様を中心に、大会前日の準備、当日のお手伝い、当日のあと片付けなどご無理お願いすると思いますので、よろしくお願いします。



(実行委員) 加藤勘次、伊藤博康、楠 幸治、亀井隆典



(広報委員) 平松正彦、尾崎正彦、高橋恵子

よろしくお願い申し上げます

津税務署



署 長 村松 進 氏



筆頭副署長 楠木 智 氏



副署長 田中芳典 氏



筆 頭 特 別  
国 税 調 査 官 橋本文博 氏



特別国税  
調 査 官 太田幸徳 氏



特別国税  
調 査 官 岩井洋三 氏



法 人 課 税  
第 一 統 括 官 玉津明洋 氏



法 人 課 税  
第 二 統 括 官 土井志保 氏



法 人 課 税  
第 三 統 括 官 大西孝明 氏



法 人 課 税  
連 絡 調 整 官 正井裕康 氏



## 津税務署（新）幹部プロフィール

- ① 出身地            ② 前任署            ③ 津税務署への勤務と津の印象  
④ 法人会員へ一言    ⑤ 法人会への要望    ⑥ 趣味・モットー



### ◎ 署長

村 松 進 氏

- ① 静岡県焼津市
- ② 名古屋国税局 調査部 調査開発課長
- ③ 津税務署には平成25年から2年間勤務しており、今回で2回目の勤務となります。  
津市は行政の中心地であり、多くの歴史や文化、そして豊かな自然が印象的です。
- ④ 法人会の皆様方には、法人会活動を通じて税務行政にご理解とご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。全法連の全国大会が素晴らしい大会となり、成功裡に終わることを心より祈念申し上げます。
- ⑤ 税務行政の良き理解者として、引き続き魅力ある活発な活動をお願いするとともに、地域のけん引役として益々の御活躍を祈念申し上げます。
- ⑥ 趣味といえるかわかりませんが、スポーツ全般のTV観戦と腰痛予防策としてのゴルフの打ちっ放しを少々といったところです。  
モットーは、「一隅を照らす」です。



### ◎ 筆頭副署長

楠 木 智 氏

- ① 三重県伊勢市
- ② 静岡税務署 副署長
- ③ 津税務署は平成14年7月から2年間勤務して以来2度目の勤務となります。  
今回、出身県の副署長として勤務させていただき、大変光栄に思っています。  
津市は県庁所在地として行政の中心であり、また、歴史ある街という印象です。
- ④ 法人会の皆様方には、従前から活発な活動を通じて、税務行政の円滑な運営に多大な御協力をいただいております。感謝申し上げます。  
より一掃の連携・協調が出来るよう頑張ります。
- ⑤ 引き続き、魅力ある活発な活動を推進していただくとともに、税務行政に対する御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。
- ⑥ 趣味は体力維持のためにゴルフ（練習場がメインです。）やソフトボールなど無理しない範囲で体を動かすようにしています。  
モットーは「チャレンジ」です。

# 第7回 通常総会

公益社団法人津法人会の第7回通常総会は、5月27日(月)都シティ津に於いて、津税務署長をはじめご来賓のご臨席を賜り、鈴木秀昭副会長の「開会の辞」で始まり、来賓紹介、会長挨拶のあと 伊藤歳恭会長を議長に選出し、議事に入りました。

第1号議案「平成30年度収支決算報告承認の件（監査報告）」について事務局から説明があり、議場に諮り満場一致で承認、続いて第2号議案「任期満了に伴う役員選任承認の件」について事務局から説明があり、議場に諮り満場一致で承認されました。次に「平成30年度事業報告」と「令和元年度事業計画」「令和元年度収支予算書」について報告がされました。

また優秀経理担当表彰として5名の方ならびに研修会優良出席会員表彰として1社に伊藤会長から表彰状と記念品が贈呈されました。

最後にご来賓を代表して 津税務署長 中村佳示様、三重県津総合県税事務所長 高山良博様、津市長 前葉泰幸様からお祝辞を賜り、中川千恵子副会長の「閉会の辞」をもって終了しました。

引き続き、ダイヤ精機株式会社 代表取締役 諏訪貴子氏をお招きし、『町工場発！二代目社長の経営改革と人財育成』と題して記念講演を行いました。



- ※1 令和元年度事業計画と収支予算書については、ホームページ（お知らせ欄）に掲載しております。
- ※2 令和元年・2年度 会長・副会長・常任理事については、ホームページ（お知らせ欄）に掲載しております。

## <記念講演>

# 『町工場発！二代目社長の経営改革と人財育成』

講師 ダイヤ精機株式会社 代表取締役 諏訪貴子 氏



## <表彰>



### 〔優秀経理担当者表彰〕

〔順不同〕

| 氏 名      | 法 人 名                      |
|----------|----------------------------|
| 小金澤 龍 典様 | 中部電力株式会社経理センター三重経理サービスセンター |
| 近 藤 エリ子様 | 株式会社ジャパンスポーツ運営             |
| 土 性 真 也様 | 三重交通株式会社                   |
| 服 部 謙 秀様 | 学校法人高田学苑                   |
| 矢 野 真 路様 | パナソニックライフソリューションズ電材三重株式会社  |

### 〔研修会優良出席会員表彰〕

| 法 人 名          | 氏 名            |
|----------------|----------------|
| 百五オフィスサービス株式会社 | 代表取締役 山 崎 輝 彦様 |



## 恵日山 観音寺 (津観音)

住職 岩 鶴 密 伝 様

TEL 059-225-4013

★次のご質問に、簡単にお答えください。 .....

### Q 寺院の開創は、また事業内容を教えてください。

和銅2年(西暦709年)4月1日に開創です!! ちなみに法人格の取得は昭和28年1月13日です。事業内容は宗教活動全般、葬儀や祭事から世界平和まで幅広くさせていただいています(笑)

### Q 理念はございますか。

方針・理念というかはわかりませんが、『観音菩薩を本尊として、真言宗の教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成し、興隆密教、濟世利人の聖業に精進する』(宗教法人規則より抜粋)

### Q (新住職の) 生年月日は。

1982年(昭和57年)12月29日です。

### Q (新住職は) 何代目ですか。

28代目です☆

### Q 先代から、住職ご就任について、いつ頃、打診があったのですか。

25才の頃から会話には出ていましたが…本格的に動いたのは今年の2月頃です。

### Q その時の心境は。

自分が跡を継承することは決まっていたので驚くようなことはありませんでした。いつ交代するのか?という時期が今なのかなって感じです。もちろん不安もありました。



## 「待ってました 若住職！」

### Q これからの抱負をお願いします。

これといって意気込むこともないのですが、強いて言うなら『不易流行』。

### Q 仕事以外で、一番楽しいと思うことは。

公私の境目が曖昧な職業なので、気を抜いて何も考えずに好き勝手しているときは何しても楽しいです。あと海外旅行です。

### Q 先代に、何か一言はありますか。

僧侶に定年や退任はありません!! 年を重ねるほど味がでます!!  
生涯現役で頑張ってください!!

### Q 現在の日本の税制、財政について、一言、また法人会に対して、ご意見、ご要望はありますか。

日本に対しては、未来を見据えた税制と、公明正大な財政を。  
法人会の皆様には、地域社会の一員として精一杯頑張ります。  
何卒よろしくお願いします。

### サプライズコメント

#### 先代から一言

現 総本山醍醐寺顧問

醍醐派宗議会議長 岩 鶴 密 雄 様から

市民の帰依所としての津観音、別格本山大宝院として宗団の護持発展の為、この二つの役割を果たす事を期待しています。





## 有限会社チカザワジム

代表取締役社長 近 澤 太 輔 様

TEL 059-228-4228

★次のご質問に、簡単にお答えください。 .....

**Q 貴社 ご創業（あるいは設立は）、また事業内容を教えてください。**

創業は1946年(昭和21年)1月、会社設立は1966年(昭和41年)11月4日です。  
事業内容は文具・事務機・事務用品販売です。

**Q 会社方針、企業理念はございますか。**

社員と会社がともに成長する企業を目指します。  
お客様から必要とされる企業を目指します。  
地域社会に貢献する企業を目指します。

**Q (新社長の) 生年月日は。**

1980年(昭和55年)10月25日です。

**Q (新社長は) 何代目ですか。**

3代目です。

**Q 先代から、社長ご就任について、いつ頃、打診があったのですか。**

打診は特にありませんでした。突然の出来事で・・・

**Q その時の心境は。**

いずれはと言う頭はありましたので、パニックになることは無かったですが、  
心境とか覚えていないくらい様々なことに追われていた気がします(笑)

## 「待ってました 若社長！」

### Q これからの抱負をお願いします。

コツコツと前向きに100年企業を目指したいです。

### Q 仕事以外で、一番楽しいと思うことは。

家族や仲間と心から笑っているときでしょうか。

### Q 先代に、何か一言はありますか。

お疲れ様でした。遠くで見守っていてください。

### Q 現在の日本の税制、財政について、一言、また法人会に対して、ご意見、ご要望はありますか。

公平な税制と、明朗な財政をお願いいたします。

法人会で税のことをたくさん勉強させていただきたいと思います。

### サプライズコメント

#### 先代から一言（代理）

現 専務取締役 近 澤 美 雪 様 から

先代からの一言も仕事の引継ぎもなく、いきなりの社長業務 最初は不安や戸惑いもあったと思いますが、お客様に対しても取引先の業者様にもとにかく誠実にお付き合いをして、頑張っていってください。



# 目でみる 法人会活動

## ●●● 一般社団法人 三重県法人会連合会 第7回通常総会 ●●●

令和元年6月18日(火) (於)プラザ洞津



公益財団法人 全国法人会総連合の「功労者表彰規程」および一般社団法人 三重県法人会連合会の「役員表彰規程」により、今年は4名の方々が受賞されました。

### ● 公益財団法人 全国法人会総連合会長表彰 ●

#### 【単位会功労者】



菅内章夫 様  
副会長・久居運送(株)



棚橋 稔 様  
常任理事・■久居病院

### ● 一般社団法人 三重県法人会連合会会長表彰 ●

#### 【役員功労】



伊藤歳恭 様  
会長・(株)百五銀行



林 悦生 様  
理事・(株)林電器商会



# 目でみる 法人会活動

## ●●●●● 第73回東海法人会大会 ●●●●●

平成31年3月8日(金)

(於)岐阜グランドホテル

今年度は、岐阜県連が主管となり、名古屋国税局管内の愛知・岐阜・三重・静岡県内の法人会から約400名が岐阜に集まり、津法人会からは4名が参加しました。

式典では、三単位会から公益事業、社会貢献活動への取組などの研究発表がありました。



新春  
研修会

## ●●●●● 研修委員会 ●●●●●

●●●●● 平成31年2月4日(月) (於) サンワーク津 ●●●●●

参加会員  
73名

### 「三重とこわか国体・三重とこわか大会開催について」

#### 第1部

「三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた取組状況」

三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局局长

村木輝行氏



#### 第2部

「企業におけるアスリート雇用の意義と効果」

株式会社百五銀行人事部 理事人事部長

海住禎人氏



2021年に開催される三重国体について、新春講演にふさわしく、丁寧にご講演いただきました。

# 目でみる 法人会活動

## ●●●●● 研修委員会 ●●●●●

● 令和元年7月3日(水) (於) 津商工会議所 ●

「初級複式簿記講座」

公認会計士 安井広伸 氏

参加会員  
13名

—— 津商工会議所と共催 ——

今年も津商工会議所と共催で8月5日(月)まで計12回開催し、13名が受講されました。



参加会員  
96名

● 令和元年7月16日(火) (於) 都シティ津 (旧 津都ホテル) ●

「令和元年度税制改正セミナー」

税理士 中田健一 氏

—— 津商工会議所と共催 ——

令和元年度税制改正について、宮木康光副会長の挨拶に始まり、中田先生が3時間を超えて、詳しく解説いただきました。96名の方が、ご参加いただきました。





# 目でみる 法人会活動

## ●●●●● 厚生委員会 ●●●●●

### ● 会員親睦ボウリング大会 ●

令和元年8月2日(金) 18:00～ (於) 津グランドボウル

今年は49名参加いただき、会員交流を図り、大いに楽しんでいただきました。



#### ◆上位入賞者(2ゲーム合計スコア)◆

優勝 伊藤俊哉氏 (373)  
準優勝 菅内章夫氏 (344)  
3位 川北寿親氏 (320)



# 目でみる 法人会活動

## ●●●●● 支部研修会 ●●●●●

### ● 一志支部研修バス旅行

参加会員  
30名

平成31年1月11日(金) 大阪 今宮戎神社と海遊館を訪ねて

今宮戎神社に初詣をして世界最大級の水族館「海遊館」を見学しました。車中、国税庁作成DVD「消費税の軽減税率制度」「国際課税に関する取り組みの現状と今後の方向」を受講しました。



### ● 久居支部研修バス旅行

参加会員  
37名

平成31年1月22日(火) 京都初詣 三社詣  
(松尾大社・北野天満宮・平安神宮)を訪ねて

京都初詣 三社詣(松尾大社・北野天満宮・平安神宮)を行いました。車中、国税庁作成DVD「消費税の軽減税率制度」「国際課税に関する取り組みの現状と今後の方向」を受講しました。





# 目でみる 法人会活動

## ●●●●● 支部研修会 ●●●●●

### ● 東橋内・西橋内西郊支部合同研修バス旅行

参加会員  
34名

平成31年2月13日(水) 京都 世界遺産 龍安寺他を訪ねて

龍安寺・漢字ミュージアム・井筒八つ橋工場視察を行いました。車中、国税庁作成DVD「消費税の軽減税率制度」「国際課税に関する取り組みの現状と今後の方向」を受講しました。



### お詫びと訂正

平成31年1月発行「ふれあい56号」P30新しい仲間のご紹介にて  
法人名 株式会社村田紙店様を誤って、株式会社村田紙器様と掲載しました。  
謹んでお詫び申し上げ訂正させていただきます。



# 女性部会

心は丸く体は細くこんな人になりたいと思います。

小池 一彰

腰痛を完治し、ハーフマラソンを完走する。

玉津 明洋

法人会活動もラストスパートとなりました。よろしくお願いします。

鈴木 秀昭

令和の年号にあるように和やかに暮らしていけるように努めたいと思います。

N.K

異常気象により災害が増えています。災害の少ない年月になればいいなと思います。

K.K

健康に気をつけて仕事に趣味に増々ががんばります。

Y.K

元気に楽しい毎日になるよう心がけます。

M.T

新しい事にチャレンジしていきたいです。

N.I

人に優しく、感謝を忘れずを改めて心して、令和を生きて行きます。

Y.K

健康第一で生きて行きます。

いつ子

これから、いろいろな行事に参加させていただきます。よろしくお願い致します。

池田 明美

3月15日リニューアルオープンしました。おかげ様で多少おちつきまして令和にかわっても社員一同ガンバっていききたいと思います。お客様に感謝。

奥田 チヨ子

令和 新年号に合わせて自分にも新しい人生に向って健康でありたいです。

C.T

心身ともに元気に暮らせるようないろんなことに積極的に取り組んでいきたいと思います。

Y.T

健康維持！適度な運動とバランスの良い食事、そして楽しいと思えることをしながら過ごしていきたいと思います。

H.M

笑顔を絶やさず、ありがとうの言葉を忘れず！令和の時代もがんばります。

H.K

人と人との出会いを大切に。毎日を楽しむ目線で物を見る。

M.U

令和 新しい  
あなたの





“令和” 人々が美しく心を寄せ  
合う中で文化が生まれ育つ。  
出会いを大切に 明るく毎日過  
ごしていきたいと思います。

K.I

年号が変わるにあたり平成に  
心からの感謝を！！  
来たる令和に心をこめて大き  
な希望を託したいと存じます。

S.M

今まであまり税に関して考え  
なかったのですが、母が亡く  
なってから急に色んな税があ  
るんだといまさらながら思い  
ました。健康と共に税も勉強  
したいと思います。

R.N

昭和も平成も自分のことで精  
一杯でした。令和は少しでも  
周りの人のことを思い優しく  
思いやりの心で過ごしたいと  
思います。

S.H

新しい年号にともない新しい  
出会いを大切にしたいと思い  
ます。初めての法人会活動  
楽しみたいと思います。

伊藤 清美

どんどん変わっていく社会に  
対応できるよう勉強してい  
きたい。

R

新しい年号になるにあたって  
私自身も、より良く変わっ  
ていけたらいいなと思ってお  
ります。

C.N

新しい年号になっても平和な  
日本、世界でありますように。  
一日一日を大切に過ごしたい。

K

令和元年生まれの孫が育ちや  
すい環境であってほしい。  
人と人との温かい関わりがも  
てる社会。

野田

4月17日  
女性部会報告会にて

大きな病を越えて改めて健康  
を考えると有り難く思い、動  
ける（働ける）事に感謝しつ  
つ日々を過ごせたらと思います。

S.Y

日々、健康で過ごせ、安心安  
全な社会に少しでも貢献でき  
れば嬉しいです。

S.A

8月に7人目のひ孫が生まれ  
ます。健康に気をつけてがん  
ばります。

伊藤タカ子

一瞬一瞬  
一日一生  
時間を大切にする

N

これからいつまでも元気で  
11人の孫達と楽しく過  
ごしたいと思います。

原田 昭子

新しい年号となり私自身も身  
を引き締めて事にあたりたい  
と思います。私達の周りの方々  
も大変若い方が増えてこられ  
ました。これからも勉強させ  
て頂きたいと思います。宜し  
くお願い致します。

長谷川

新しい事を色々チャレンジし  
てみたいです（墨絵）。まずは  
三重国体が無事終わられるよ  
う大会運営に協力してい  
きたいです。

K.M

昭和、平成とあっという間に  
過ぎていきました。令和では、  
もう少し落ちついて毎日を楽し  
みたいと思います。

Y.S

## 消費税軽減税率制度等説明会のご案内

軽減税率制度は、多くの事業者の方に関係があります！！

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

事業者の皆様には、軽減税率制度の実施までに準備を行っていただく必要があります。

軽減税率制度や事業者支援措置について理解を深めていただくために、**消費税軽減税率制度等説明会を開催しております**ので、是非ご参加ください。

### ● 説明会の内容

- ・ 消費税軽減税率制度の概要について
- ・ 事業者支援措置（補助金）について

### ● 参加費等

参加費は無料です。どなたでもご参加いただけますが、会場の収容人数を超える場合には、受付を終了することがありますので、あらかじめご了承ください。



説明会の日程は**コチラ**



軽減税率制度の説明会を全国で開催しています。

**ぜひご参加ください。**

開催日時、  
場所については

軽減税率説明会

検索



## 消費税の軽減税率制度への対応には準備が必要です！ 国税庁



2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度への対応には、事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について

☐ **帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。**

☐ **レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要になることがあります。**

### 軽減税率制度に関するお問合せ先

消費税軽減税率電話相談センター  
(軽減コールセンター)

【フリーダイヤル】0120-205-553

(又は0570-030-456(有料))

《受付時間》9:00～17:00(土日祝除く)

### 軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金事務局

URL <http://kzt-hojo.jp/>

【フリーダイヤル】0120-398-111

(又は0570-081-222(有料))

《受付時間》9:00～17:00(土日祝除く)



# 飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方 についても、消費税の軽減税率制度実施後は 「区分経理」が必要となります

## ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）

軽減税率制度に対応するため  
次の事項をチェック  
しましょう！

## ステップ2 対応するための準備

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式（※）への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替えの必要性の検討（「軽減税率対策補助金」の活用を検討）
- 記帳、経理処理、申告のための従業員教育

※ 2019年10月1日から2023年9月30日までの間は、仕入税額控除の適用を受けるため、区分経理された帳簿及び区分記載請求書等の保存（区分記載請求書等保存方式）が要件とされます。

説明会では、このような  
ことを解説しています！

制度の実施で  
ここが変わる！

2019年10月からは、現行の記載事項に加え、売上げ  
や仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。  
〔経費の例〕

|             | 【請求書等保存方式】<br>（現行制度（これまで））                                                                                                                                                                                                                                                             | 【区分記載請求書等保存方式】<br>（2019年10月以後）      |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                    |   |   |  |       |  |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                   |  |  |                  |   |   |  |       |  |         |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--|--|-----|--|--|---|---|----|----|----|--------------------|---|---|--|-------|--|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--|--|-----|--|--|---|---|----|----|----|-------------------|--|--|------------------|---|---|--|-------|--|---------|
| 帳簿の<br>記載事項 | <ul style="list-style-type: none"><li>・課税仕入れの相手方の氏名又は名称</li><li>・取引年月日</li><li>・取引の内容</li><li>・取引の対価の額</li></ul>                                                                                                                                                                       | 左記の記載事項に加え<br><u>・軽減税率の対象品目である旨</u> |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                    |   |   |  |       |  |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                   |  |  |                  |   |   |  |       |  |         |
| イメージ        | <table><tr><th colspan="3">帳簿（経費）</th></tr><tr><th>XX年</th><th></th><th></th></tr><tr><th>月</th><th>日</th><th>内容</th></tr><tr><td>XX</td><td>XX</td><td>会議費<br/>(〇商店、お茶代ほか)</td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">XX年合計</td><td>〇〇〇,〇〇〇</td></tr></table> | 帳簿（経費）                              |  |  | XX年 |  |  | 月 | 日 | 内容 | XX | XX | 会議費<br>(〇商店、お茶代ほか) | ⋮ | ⋮ |  | XX年合計 |  | 〇〇〇,〇〇〇 | <table><tr><th colspan="3">帳簿（経費）</th></tr><tr><th>XX年</th><th></th><th></th></tr><tr><th>月</th><th>日</th><th>内容</th></tr><tr><td>XX</td><td>XX</td><td>会議費※<br/>(〇商店、お茶代)</td></tr><tr><td></td><td></td><td>会議費<br/>(〇商店、文具代)</td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">XX年合計</td><td>〇〇〇,〇〇〇</td></tr></table> <p>※軽減税率対象品目</p> | 帳簿（経費） |  |  | XX年 |  |  | 月 | 日 | 内容 | XX | XX | 会議費※<br>(〇商店、お茶代) |  |  | 会議費<br>(〇商店、文具代) | ⋮ | ⋮ |  | XX年合計 |  | 〇〇〇,〇〇〇 |
| 帳簿（経費）      |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                     |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                    |   |   |  |       |  |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                   |  |  |                  |   |   |  |       |  |         |
| XX年         |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                     |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                    |   |   |  |       |  |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                   |  |  |                  |   |   |  |       |  |         |
| 月           | 日                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 内容                                  |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                    |   |   |  |       |  |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                   |  |  |                  |   |   |  |       |  |         |
| XX          | XX                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 会議費<br>(〇商店、お茶代ほか)                  |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                    |   |   |  |       |  |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                   |  |  |                  |   |   |  |       |  |         |
| ⋮           | ⋮                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                     |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                    |   |   |  |       |  |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                   |  |  |                  |   |   |  |       |  |         |
| XX年合計       |                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 〇〇〇,〇〇〇                             |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                    |   |   |  |       |  |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                   |  |  |                  |   |   |  |       |  |         |
| 帳簿（経費）      |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                     |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                    |   |   |  |       |  |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                   |  |  |                  |   |   |  |       |  |         |
| XX年         |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                     |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                    |   |   |  |       |  |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                   |  |  |                  |   |   |  |       |  |         |
| 月           | 日                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 内容                                  |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                    |   |   |  |       |  |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                   |  |  |                  |   |   |  |       |  |         |
| XX          | XX                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 会議費※<br>(〇商店、お茶代)                   |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                    |   |   |  |       |  |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                   |  |  |                  |   |   |  |       |  |         |
|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 会議費<br>(〇商店、文具代)                    |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                    |   |   |  |       |  |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                   |  |  |                  |   |   |  |       |  |         |
| ⋮           | ⋮                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                     |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                    |   |   |  |       |  |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                   |  |  |                  |   |   |  |       |  |         |
| XX年合計       |                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 〇〇〇,〇〇〇                             |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                    |   |   |  |       |  |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |  |  |     |  |  |   |   |    |    |    |                   |  |  |                  |   |   |  |       |  |         |

このように記載を変更する必要があります



地方税の納税に「地方税共通納税システム」をご利用ください。

2019年10月  
から

エルタックス  
**eLTAX**

複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができます。

# 地方税 共通納税システム スタート!!

電子納税で  
納付事務の  
負担軽減!!

ダイレクト  
納付が  
できます!!

納税者のみなさまに  
朗報です!

金融機関  
窓口等へ  
のお出かけ  
不要!!

手数料  
無料!!  
**0円**

全地方  
公共団体へ  
電子納税  
ができます!!

詳しくはホームページをご覧ください。



<http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索



**LTA** 地方税共同機構  
LOCAL TAX AGENCY

## ご利用方法



STEP 1

### 利用届出

eLTAXのホームページから利用届出(新規)を提出してください。(提出済の方は不要)



STEP 2

### 電子申告

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信してください。



STEP 3

### 納付情報入力

納付する税金の種類や納付先などの情報入力、またはCSVファイルの取り込みを行います。



STEP 4

### 納付方法選択

インターネットバンキングまたはダイレクト納付を選ぶことができます。



STEP 5

### 納税

取引金融機関のネットバンキングや、事前に登録した口座から引落しされます。(即時または指定した日)

## よくあるご質問 Q & A



Q 地方税共通納税システムとは?



A 全ての都道府県、市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税ができる仕組みです。



Q 利用できる時間は?



A 土日祝日、年末年始を除く8時30分から24時までご利用できます。  
※別途、休日に利用できる日があります。



Q 地方税共通納税システムで納税できる税金の種類は?



A 税金の種類は次のとおりです。  
①法人都道府県民税、②法人事業税、  
③地方法人特別税、④法人市町村民税、⑤事業所税、⑥個人住民税(特別徴収分、退職所得分)



Q 取扱いできる金融機関は?



A 各銀行、信用金庫、信用組合など、多くの金融機関でご利用いただけます。  
(地方公共団体の指定する金融機関に限りません。)



Q ダイレクト納付とは?



A 事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方式です。インターネットバンキングの契約が不要で、代理人に依頼して納税することもできます。また、納付期日を指定する場合にも便利です。



Q 電子納税した場合、領収書は発行されますか?



A 紙の領収書は発行されませんが、納付済の確認メッセージや納付履歴が画面上で確認できます。

個人住民税(特別徴収分)は毎月納める必要があるから便利だね!



詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。 <http://www.eltax.jp/>

# 三重県からのお知らせ

## 法人県民税・事業税の税率改正について 地方法人特別税の廃止及び特別法人事業税の創設について

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、法人県民税法人税割及び、法人事業税所得割・収入割の税率が改正されました。(県民税均等割と事業税付加価値割及び資本割の税率に変更はありません)

同時に、法人事業税と併せて申告いただいていた「地方法人特別税」が廃止され、新たに「特別法人事業税」が創設されました。(申告方法は地方法人特別税と変わりません)

税率については下記のとおりです。

### ●法人税割

| 法人等の区分                                                                       | H26.10.1以後に開始する事業年度 | R元.10.1以後に開始する事業年度 |
|------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--------------------|
| 1. 資本金額(出資金額)が1億円を超える法人<br>2. 課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人<br>3. 保険業法に規定する相互会社 | 4.0%                | 1.8%               |
| 上記以外の法人                                                                      | 3.2%                | 1.0%               |

### ●法人事業税

| 区分                       | 所得等の区分                        | H26.10.1以後<br>に開始する<br>事業年度   | H27.4.1以後<br>に開始する<br>事業年度 | H28.4.1以後<br>に開始する<br>事業年度 | R元.10.1以後<br>に開始する<br>事業年度 |      |
|--------------------------|-------------------------------|-------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------|
| 普通法人                     | 年400万円以下の所得                   | 3.4%                          |                            |                            | 3.5%                       |      |
| 外形標準課税<br>対象法人は除<br>きます。 | 年400万円を超え800万以下の所得            | 5.1%                          |                            |                            | 5.3%                       |      |
|                          | 年800万円を超える所得<br>軽減税率不適用法人(※1) | 6.7%                          |                            |                            | 7.0%                       |      |
|                          | 特別法人(※2)                      | 3.4%                          |                            |                            | 3.5%                       |      |
|                          | 年400万円以下の所得                   | 3.4%                          |                            |                            | 3.5%                       |      |
|                          | 年400万円を超える所得<br>軽減税率不適用法人(※1) | 4.6%                          |                            |                            | 4.9%                       |      |
| 電気・ガス供<br>給業、保険業         | 収入金額                          | 0.9%                          |                            |                            | 1.0%                       |      |
| 外形標準課<br>税対象法人           | 所得<br>割                       | 年400万円以下の所得                   | 2.2%                       | 1.6%                       | 0.3%                       | 0.4% |
|                          |                               | 年400万円を超え800万以下の所得            | 3.2%                       | 2.3%                       | 0.5%                       | 0.7% |
|                          |                               | 年800万円を超える所得<br>軽減税率不適用法人(※1) | 4.3%                       | 3.1%                       | 0.7%                       | 1.0% |
|                          | 付加価値割                         |                               | 0.48%                      | 0.72%                      | 1.2%                       |      |
|                          | 資本割                           |                               | 0.2%                       | 0.3%                       | 0.5%                       |      |

(※1) 軽減税率不適用法人：3以上の都道府県に事業所を有し、資本金又は出資金の額が1,000万円以上の法人

(※2) 特別法人：地方税法第72条の24の7第5項に定める法人（農協・信用金庫・中小企業等協同組合・医療法人等）

### ●地方法人特別税(R元.9.30以前に開始する事業年度まで)

| 法人区分        | 課税標準 | H28.4.1以後に開始する事業年度 | R元.10.1以後に開始する事業年度 |
|-------------|------|--------------------|--------------------|
| 外形標準課税対象外法人 | 所得割額 | 43.2%              | 廃止                 |
| 特別法人        |      | 43.2%              |                    |
| 外形標準課税対象法人  |      | 414.2%             |                    |
| 収入金額課税法人    | 収入割額 | 43.2%              |                    |

### ●特別法人事業税(R元.10.1以後に開始する事業年度から)

| 法人区分        | 課税標準 | R元.10.1以後に開始する事業年度 |
|-------------|------|--------------------|
| 外形標準課税対象外法人 | 所得割額 | 37.0%              |
| 特別法人        |      | 34.5%              |
| 外形標準課税対象法人  |      | 260.0%             |
| 収入金額課税法人    | 収入割額 | 30.0%              |

☆詳細については下記のホームページで確認いただけます。

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/01/ci600003231.htm>

※お問い合わせ先

三重県津総合県税事務所

課税一課

059-223-5025

法人調査課（外形）059-223-5028



法人市民税における法人税割税率の変更について  
津市からの重要なお知らせです

税制改正に伴い、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から法人税割の税率が下表のとおり変更になります。事業年度毎の税率をご確認いただき、申告をお願いします。

○法人税割税率表

| 区 分               | 《旧税率》<br>平成26年10月1日～<br>令和元年9月30日に<br>開始する事業年度分 | 【新税率】<br>令和元年10月1日以後に<br>開始する事業年度分 |
|-------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------|
| 資本金等の額が1億円以下の法人   | 9.7%                                            | 6.0%                               |
| 資本金等の額が1億円を超える法人※ | 10.9%                                           | 7.2%                               |

|                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申告例                                                                                                                      |
| ① 3月決算の法人の場合<br>平成31年4月1日～令和2年3月31日期 適用される法人税割は9.7%（10.9%）<br>《旧税率》<br>令和2年4月1日～令和3年3月31日期 適用される法人税割は6.0%（7.2%）【<br>新税率】 |
| ② 3月決算の法人が年度途中で9月決算へと変更した場合<br>平成31年4月1日～令和元年9月30日期 適用される法人税割は9.7%（10.9%）                                                |

異動があった場合は手続きをお忘れなく

所在地変更等に伴い登記事項の異動があった場合や、決算期を変更した場合には「法人等の設立・開設・異動申告書」の提出をお願いします。申告用紙は津市ホームページ「津市申請書ダウンロードサービス」よりダウンロードすることができます。提出の際には添付書類の提出も忘れずをお願いします。

○添付書類

| 届出名     | 登記事項証明書の写し（コピー可） | その他の必要書類     |
|---------|------------------|--------------|
| 所在地変更   | ○                |              |
| 商号変更    | ○                |              |
| 代表者変更   | ○                |              |
| 決算期変更   | ×                | 定款もしくは議事録の写し |
| 資本金等の変更 | ○                |              |

※ お問い合わせ先 津市政策財務部市民税課 諸税担当 059-229-3129

## ● 事務局からのお願い ●

諸変更に関して、本書面に変更内容をご記入、記名、ご捺印いただき、事務局宛FAXもしくは郵送していただきたくお願い申し上げます。

年 月 日

公益社団法人 津法人会 宛  
(FAX 059-227-6085)

## 変 更 届

法人名



(ゴム印で結構です)

| 変更項目<br>項目に○を付してください       | 変更前 | 変更後 |
|----------------------------|-----|-----|
| 名称                  代表者    |     |     |
| 会員役職名      資本金             |     |     |
| 住所                  電話・FAX |     |     |
| 決算月                        |     |     |
| その他 (                  )   |     |     |

※個人情報は、津法人会活動として、研修会、諸会議などご案内や事業活動に利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

公益社団法人 津法人会  
〒514-0006 津市広明町121  
津税理士会館4階  
TEL 059 (225) 1302

## ●●●●●●●●●● 今後の行事予定 ●●●●●●●●●●

| 日 程                              | 行 事 内 容                                                                                                | 場 所                                                                                                |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和元年<br>9月3日(火) 13:30            | 研修会<br>「直前！消費税の軽減税率制度について」<br>～制度の概要からポイント、最新情報まで～<br>講師 津税務署法人課税担当官                                   | 都シティ津 伊勢の間                                                                                         |
| 9月5日(木) 13:30                    | 令和元年度改正税法説明会<br>講師 津税務署法人課税担当官                                                                         | サン・ワーク津                                                                                            |
| 10月3日(木)                         | 第36回法人会全国大会（三重大会）                                                                                      | サオリーナ他                                                                                             |
| 10月13日(日)                        | 津まつり「税の広場」                                                                                             | 津まつり会場                                                                                             |
| 10月15日(火)～16日(水) 午前中             | 生活習慣病検診                                                                                                | メッセウイング                                                                                            |
| 10月27日(日) 9:15                   | 会員親睦ゴルフ大会                                                                                              | 霞カントリークラブ                                                                                          |
| 11月2日(土) 13:30<br>14:00          | 絵はがきコンクール表彰式<br>全体研修会<br>演題「デキるひととお金の使い方もうまい!？」<br>～ちょっとした工夫でデキる人の仲間入り～<br>講師 フィナンシャルプランナー<br>風呂内 亜矢 氏 | 都シティ津 伊勢の間<br> |
| 11月8日(金)                         | 青年部会 全国青年の集い（大分）                                                                                       | iichiko総合文化センター                                                                                    |
| 11月22日(金) 8:00                   | 出発 会員親睦研修旅行                                                                                            | 日間賀島 フライトオブドリームズ                                                                                   |
| 令和2年<br>3月24日(金) 13:30<br>15:00  | 正副会長会議<br>理事会                                                                                          | 都シティ津 伊勢の間                                                                                         |
| 4月24日(金) 13:30<br>15:00          | 正副会長会議<br>理事会                                                                                          | 都シティ津 伊勢の間                                                                                         |
| 5月27日(水) 13:30<br>15:00<br>17:00 | 第8回通常総会<br>記念講演会<br>青年部会総会                                                                             | 都シティ津 伊勢の間                                                                                         |

[発 行] 公益社団法人 津法人会 広報委員会  
〒514-0006 津市広明町121 津税理士会館 4 階  
(TEL 225-1302・FAX 227-6085)  
<http://www.tsu-hojinkai.or.jp>

[印 刷] 共立印刷株式会社

法人会の経営者大型総合保険制度  
広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから  
会社と家族をまもります

## 総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)  
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、  
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

**DJIDO** 大同生命保険株式会社

三重支社津営業所/三重県津市栄町1-840  
TEL 059-226-1363

**AIG** AIG損害保険株式会社

三重支店/三重県津市丸之内養正町4-1(森永三重ビル2F)  
TEL 059-226-3911

F-2018-1039(2019年3月7日) B-152060

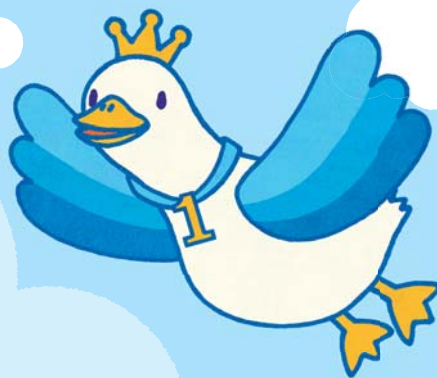
法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

これからの医療の進歩を見据え、  
「生きるためのがん保険」を  
新しくします。

アフラックは  
がん保険  
契約件数 **No.1**  
平成29年度「インシュアランス生命保険統計」

**NEW**  
生きるための  
がん保険  
Days1

**NEW**  
女性特有のがんにも手厚い  
生きるための  
がん保険  
Days1  
**NEW**  
あなたの保障を最新化  
生きるための  
がん保険  
Days1プラス



引受保険会社

「生きる」を創る。  
**Aflac アフラック**

〒510-0074 四日市市鶴の森1-3-23 ナカジマビル6F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505  
※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AFツタ課-2018-5009-1907014 2月1日

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

資料請求はインターネットでお気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索

法人会がん保険制度  
公認代理店  
全国法人会総連合